

平成 25年 1月 21日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 法人税率の改正と復興特別法人税

—平成24年4月1日以後開始する事業年度から適用—

### 1 法人税率の改正

「大法人は」…所得金額の30% → 25.5%に引き下げ

「中小法人は」…所得金額年800万円以下に対して18% → 15%に引き下げ

所得金額年800万円超に対して30% → 25.5%に引き下げ

### 2 復興特別法人税の創設

復興特別法人税は「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源として創設されたものです。」

(1)原則として、指定期間(平成24年4月1日から平成27年3月31日)内に最初に開始する事業年度開始の日から3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度が課税対象。

従って、3月決算法人の場合は、上記の指定期間内が課税事業年度と一致しますが、例えば9月決算法人の場合は、平成24年10月1日から平成27年9月30日が課税事業年度になります。

(2)復興特別法人税額は各事業年度の法人税額(基準法人税額)の10%を乗じた金額です。

例えば、(決算期3月、資本金1千万円、課税所得1000万円の中小法人、単純計算例)

課税所得800万円まで  $800万円 \times 15\% = 120万円$

課税所得800万円超  $200万円 \times 25.5\% = 51万円$

法人税額120万円 + 51万円 = 171万円(基準法人税額)

復興特別法人税額(171万円  $\times$  10%) = 17.1万円

(3)申告と納付は、各事業年度の所得に対する法人税と同時期に行います。

(4)納税義務者は、内国法人、外国法人、法人の種類を問わず法人税の納税義務者すべての方が復興特別法人税を納める義務があります。

(5)指定期間内で新設された法人や事業年度の変更があった場合には、最後の課税事業年度において課税される期間と課税されない期間が生ずるので月数按分で基準法人税額を算出。

①新設法人(平成24年7月1日設立、12月末決算の場合)

24. 7/1~25. 12/31、25. 1/1~25. 12/31、26. 1/1~26. 12/31、27. 1/1~28. 12/31 の内平成27年3月31日の指定期間末日までが計算対象。

②事業年度の変更があった場合(9月末決算から3月末決算に平成27年4月1日に変更)

24. 10/1~25. 9/30、25. 10/1~26. 9/30、26. 10/1~27. 3/31、27. 4/1~28. 3/31 の内平成24年10月1日以後3年を経過する平成27年9月30日までが計算対象。